

別紙2 名誉毀損部分一覧表

日 付	番号	記 述
平成26年 3月31日	①	「 I ・ D 」問題も同様だ。 B なる男は、週刊新潮に得々と手記を書いているが、要するに自分の儲けのために、尻尾を振ってくれる矜持のない政治家を金で買ったのだ。ところが、せっかく餌をやったのに、自分の意のままにならないから切って捨てることにした。 D のみっともなさもこの上ないが、 I 側のあくどさも相当なもの。両者への批判が必要だ。
	②	I の B は、その手記で「私の経営する会社にとって、厚生労働行政における規制が桎梏だから、この規制を取っ払ってくれる D に期待して金を渡した」旨を無邪気に書いている。刑事事件として立件できるかどうかはともかく、金で政治を買おうというこの行動、とりわけ大金持ちがさらなる利潤を追求するために、行政の規制緩和を求めて政治家に金を出す、こんな行為は徹底して批判されなくてはならない。
	⑨	政治家に金を出して利益をむさぼろうという輩と、汚い金をもらってスポンサーに尻尾を振るみっともない政治家と、両者をともに指弾しなければならない。この民衆の怒りは、実体法上の贈収賄としての訴追の要求となる。
	⑩	刑事的な犯罪性という点では「徳洲会・ H 」事件が、捜査の進展次第で容易に贈収賄の立件に結びつきやすい。「 I ・ D 」問題は、贈収賄の色彩がやや淡い。これは、知事（あるいは副知事）と国会議員との職務権限の特定性の差にある。しかし、徳洲会は歴とした病院経営体。社会への貢献は否定し得ない。 I といえ、要するに利潤追求目

		的だけの存在と考えて大きくは間違いなからう。批判に遠慮はいらない。
平成26年 4月2日	③	I B が8億出しても惜しくないのは、サプリメント販売についての「規制緩和という政治」を買いとりたいたからなのだと合点が行く。
	④	B は、日本でもこれを実現したくてしょうがないのだ。それこそが、「官僚と闘う」の本音であり実態なのだ。
	⑤	D のような、金に汚い政治家なら、使い勝手良く使いっ走りをしてくれそう。そこで、闇に隠れた背後で、C 党を引き回していたというわけだ。
	⑥	スポンサーの側は、広告で消費者を踊らせ、無用な、あるいは安全性の点検不十分なサプリメントを買わせて儲けたい。
	⑦	薄汚い政治家が、スポンサーから金をもらってその見返りに、スポンサーの儲けの舞台を整える。それが規制緩和の正体ではないか。「抵抗勢力」を排して、財界と政治家が、旦那と幫間の二人三脚で持ちつ持たれつの醜い連携。
平成26年 4月8日	⑧	もの足りないのは、巨額の金を融通することで、C 党を陰で操っていたスポンサーに対する批判の言が見られないこと。政治を金で歪めてはならない。金をもつ者がその金の力で政治を自らの利益をはかるように誘導することを許してはならない。 I の B は、その許すべからざることをやったのだ。化粧品やサプリメントを販売してもっと儲けるためには、厚生行政や消費者保護の規制が邪魔だ。小売業者を保護する規制も邪魔だ。労働者をもっと安価に使えるように、労働行政の規制もなくしたい。その本音を、「官僚と闘う」「官

		僚機構の打破」にカムフラージュして、 C 党に託したのだ。 自らの私益のために金で政治を買おうとした主犯が B。その使いっ走りをした意地汚い政治家が D。D だけを批判するのは、この事件の本質を見ないものではないか。
平成 26 年 7 月 13 日	⑪	いけません 口封じ目的の濫訴
	⑫	政治的・経済的な強者の立場にある者が、自己に対する批判の言論や行動を嫌悪して、言論の口封じや萎縮の効果を狙っての不当な提訴をいう。自分に対する批判に腹を立て、二度とこのような言論を許さないと、高額 of 損害賠償請求訴訟を提起するのが代表的なかたち。まさしく、本件がそのような訴訟である。
	⑬	その代表者 B が、 C 党代表の D に 8 億円の金銭（裏金）を渡していたことが明るみに出て、話題となった。
	⑭	I 側には、この批判が耳に痛かったようだ。この批判の言論を封じようとして高額損害賠償請求訴訟を提起した。
	⑮	原告側の狙いが、批判の言論封殺にあることは目に見えている。
平成 26 年 8 月 8 日	⑯	はじめ 3 億、2 度目は 5 億円だった。これは「表のカネ」ではない。政治資金でありながら、届出のないことにおいて「裏金」なのだ。

別紙3 主張対照表

本件記述	原告ら			被告			原告ら
	名誉毀損部分	名誉毀損となる理由		被告の認否・主張	公共性・公益目的	真実性・真実相当性 論評の域の逸脱の有無	反論
		摘示事実（又は意見論評）	社会的評価を低下させる理由				
①前半	自分の儲けのために、尻尾を振ってくれる矜持のない政治家を金で買ったのだ。	「原告 B が自分の儲けのために C 党の D 議員に金を交付した」という事実	（原告 B について） 原告 B が、原告会社の事業にとって有利となるよう規制緩和を実現し、自己の私腹を肥やすべく、C 党の代表であった D 議員に 8 億円を貸し付けた、という悪印象を与えるものであるから。 特に H 元都知事に罰金刑が科された徳洲会・H 問題と同様の問題と論じられていることから、一般読者は悪印象を受ける。 （原告会社について） 原告 B が代表取締役を務める原告会社は、政治家に大金を渡して、自社の都合のよいように規制緩和を実現し、金儲けをしようとしている会社であるとの悪印象を与えるものであるから。 特に H 元都知事に罰金刑が科された徳洲会・H 問題と同様の問題と論じられていることから、一般読者は悪印象を受ける。	事実摘示による名誉毀損であることを争う。 以下の事実を前提として、原告 B と D 議員との金銭等のやり取りが、政治資金規正法の趣旨に反し、わが国の民主主義の土台を腐らすものであるとして批判した論評の一部である。 - 原告 B が原告 I の代表取締役会長である事実 - 原告 I が主に化粧品とサプリメントを扱う事業者である事実 - 原告 B が規制緩和を求めている事実 - 規制緩和の実現が原告 B 及び原告 I にとって利益となる事実 - 原告 B が D 議員から土地を購入した事実 - 原告 B が D 議員に選挙資金として合計 8 億円を交付した事実 - 原告 B が D 議員との関わりを絶った事実	「政治とカネ」、「政治家に対する資金提供のあり方」という公共性の極めて高いテーマについて、民主主義の健全な発展のためという公益目的から論じたものである。	（真実性・真実相当性） 論評の前提としている事実は、原告 B が週刊誌に告白した事実や社会的に周知されている事実であるから、真実性、真実相当性がある。 （論評としての域の逸脱の有無） 人身攻撃に及ぶものではないし、表現において論評の域を逸脱するような不相当なものではない。	（公共性） 争わない。 （公益目的） 被告は何の調査も行わず、根拠となる資料もなく、侮蔑的な表現方法を用いて、原告らを誹謗中傷・人格攻撃するものであり、加えて、訴外で原告会社について「元祖ブラック企業！」と記載したチラシを配布していることなどに鑑みれば、公益目的など到底認められない。 （前提事実についての真実性・真実相当性） 原告 B が規制緩和を求めている事実、規制緩和の実現が原告 B 及び原告 I にとって利益となる事実については、原告 B が、本件手記中で、自身が求めているのは「官僚打破」であると述べていることや、一口に規制緩和といってもその内容が多岐にわたることから、真実性及び真実相当性は認められない。 （前提事実と論評との間の論理的関連性） 「原告 B が規制緩和による自分の金儲けのために D 議員に 8 億円を貸し付けた」という論評と上記前提事実との間に論理的関連性が認められない。 （論評としての域の逸脱の有無） D 議員について、「尻尾を振ってくれる」政治家と揶揄して大扱いするなど、表現方法として相当性を欠くため、論評の域を逸脱している。
①後半	せっかく餌をやったのに、自分の意のままにならないから切って捨てることにした。	「原告 B が、D 議員に 8 億円を貸し付けたのに、自分の思いどおりにならないので、これを手記により公表し、縁を切った」という事実	①前半と同じ	事実摘示による名誉毀損であることを争う。 ①前半と同じ前提事実に基づき、原告 B が D 議員に 8 億円を交付した事実と、その後に D 議員との関わりを絶ち、本件手記を公表したという事実について、原告らと D 議員の両者に対する批判が必要だと述べた論評の一部である。	①前半と同じ	（真実性・真実相当性） ①前半と同じ （論評としての域の逸脱の有無） ①前半と同じ	（公共性） ①前半と同じ （公益目的） ①前半と同じ （前提事実についての真実性・真実相当性） ①前半と同じ （前提事実と論評との間の論理的関連性） 「原告 B が、自分の意のままにならないから、D 議員を切って捨てることにした。」との論評と上記前提事実との間には論理的関連性が認められない。

②	金で政治を買おうというこの行動、とりわけ大金持ちがさらなる利潤を追求するために、行政の規制緩和を求めて政治家に金を出す	「大金持ちである原告 B が、さらなる利潤を追求するために、行政の規制緩和を求めて、D 議員に 8 億円を貸し付けた」という事実	①前半と同じ	事実提示による名誉毀損であることを争う。 ①前半と同じ前提事実に基づき、原告 B の D 議員に対する金銭の交付について、規制緩和による自社の利潤拡大を目的とするものである、と批判した論評の一部分である。	① 前半と同じ	(真実性・真実相当性) ①前半と同じ (論評としての域の逸脱の有無) ①前半と同じ	(論評としての域の逸脱の有無) 8 億円の貸付けについて、「餌をやった」と揶揄し、D 議員をベツ扱にするなど、表現方法が相当性を欠くため、論評の域を逸脱している。 (公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ①前半と同じ (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「原告 B が規制緩和による自社の利潤追求のために D 議員に 8 億円を貸し付けた」という論評と上記前提事実との間に論理的関連性が認められない。
②⑨⑩	②刑事事件として立件できるかどうかはともかく ⑨この民衆の怒りは、実体法上の贈収賄としての訴追の要求となる。 ⑩「I・D」問題は、贈収賄の色彩がやや濃い。	「原告 B が、自己の利潤を追求するために、規制緩和を求めて政治家である D 議員に 8 億円を交付した」という事実を前提とし、原告 B に贈賄罪が成立する可能性があると法的見解の表明(論評)	(原告 B について) 原告 B を犯罪者扱いするものであるから。 特に被告は法律の専門家である弁護士であり、かつ、H 元都知事に罰金刑が科された徳洲会・H 問題と同様の問題と論じられていることから、一般読者に与える悪印象は甚大である。	論評であるとの指摘は認め、原告 B の名誉を毀損するとの主張は争う。 そもそも、⑨は H 元都知事が徳洲会から現金 5000 万円を受け取っていたという事実についての論評であるから、原告らに対する名誉毀損は問題とならない。 論評の前提となる事実は、①前半と同じ。	① 前半と同じ	(真実性・真実相当性) ①前半と同じ (論評としての域の逸脱の有無) 原告 B の行為を批判したものであり、人格に対する侮辱には当たらない。	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ①前半と同じ (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「原告 B が政治家に金を出して利益をむさぼる」、「原告 B に贈賄罪の成立の可能性がある」などの論評と上記前提事実との間に論理的関連性は認められない。 (論評としての域の逸脱の有無) 原告 B や D 議員について、「利益をむさぼる輩」、「汚い金をもらって」、「尻尾を振るみっともない政治家」といった蔑視的表現を用いていることから、論評としての相当性を逸脱している。
③	I B が 8 億出しても惜しくないのは、サプリメント販売についての「規制緩和という政治」を買いとりたいからなのだと合点が行く。	「原告 B が、D 議員に 8 億円を貸し付けたのは、サプリメント販売についての規制緩和をさせるためである」という事実	①前半と同じ	事実提示による名誉毀損であることを争う。 ①前半に記載した各前提事実に加え、D 議員が平成 26 年 3 月 31 日付けで「I 会長からの借入金について」と題するコメントを公表した事実、本件朝日新聞記事が掲載された事実及びその記載内容を前提事実とし、同記事の内容をふまえて、原告 B が D 議員に 8 億円を交付した事実について、規制緩和を目的とするものである、と	①前半と同じ	(真実性・真実相当性) 論評の前提としている事実は、原告 B が週刊誌に公表した手記や本件朝日新聞記事、社会的に周知されている事実であるから、真実性・真実相当性がある。 (論評としての域の逸脱の有無)	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ・①前半に記載した各前提事実については、①前半と同じ。 ・本件朝日新聞記事の記載内容の真実性については不知。 (前提事実と論評との間の論理的関連性)

				改めて批判した論評の一部分である。		①前半と同じ	「原告 B がサプリメント販売についての『規制緩和という政治』を買いとりたい」との論評と上記前提事実との間に論理的関連性は認められない。特に、本件朝日新聞記事に原告らは登場せず、本件手記にもアメリカのことは書かれていないので、原告 B の 8 億円の貸付けとは無関係である。
④	B は、日本でもこれを実現したく てしょうがないのだ。それこそが、 「官僚と闘う」の本音であり実態な のだ。	「原告 B が、『官僚と闘う』 と言っているのは、規制緩和 の本場アメリカのように、サ プリの効能表示を自由化し て売り上げを伸ばし、もつと もつと儲けたいためである」 という事実	①前半と同じ	③と同じ 論評の前提となる事実①前半と同 じ。	①前半と同じ	(真実性・真実相当性) ①前半と同じ	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ③前半と同じ。 (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「原告 B が規制緩和の本場アメリカのように、サプリメントの効能表示を自由 化したくしょうがない」との論評と上記前提事実との間に論理的関連性 は認められない。特に、本件朝日新聞記事に原告らは登場せず、本件手記 にもアメリカのことは書かれていないので、本件貸付とは無関係である。
⑤	D のような、金に汚い政治家な ら、使い勝手良く使いっ走りをして くれそう。そこで、闇に隠れた背後 で、C 党を引き回していたと いうわけだ。	「原告 B が、金に汚い D 議員を利用し、背後で C 党を支配していた」という 事実	①前半と同じ	事実摘示による名誉毀損であることを 争う。 ①前半と同じ前提事実に基づき、原告 B が手記で公表した D 議員との関 係について批判した論評の一部分であ る。	①前半と同じ	(真実性・真実相当性) ①前半と同じ	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ③と同じ。 (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「原告 B が金に汚い D 議員を利用し、闇に隠れた背後で C 党を 支配していた」との論評と上記前提事実との間に論理的関連性は認められ ない。
⑥	スポンサーの側は、広告で消費者を 踊らせ、無用な、あるいは安全性の 点検不十分なサプリメントを買わ せて儲けたい。	「原告会社の代表取締役会 長である原告 B が、広告で 消費者に購買意欲を促進さ せ、無用な、あるいは安全性 の点検不十分なサプリメント を販売し、金儲けをしたい と考えている」という事実	(原告 B について) あたかも原告 B が、原告会社 の商品が購入者の健康等に与え る影響を顧みず、利益ばかりを 追求しているかのような悪印象 を与えるものであるから。 (原告会社について) 原告会社が金儲けのためだけ に、無用な、あるいは安全性が 十分でない商品を販売している との悪印象を与えるものである から。	事実摘示による名誉毀損であることを 争う。 ①、③に記載した前提事実、特に、原 告 B が本件手記において「厚生労働 省の規制チェックは…特別煩わしく」 「官僚機構の打破こそが、今の日本に 求められる改革」と記載している事実 に加え、サプリメント業界において規 制緩和を求める動向が存在する事実、 テレビ等のマスコミを通じてサプ リメントに関する多くの広告・宣伝が行わ れている事実を前提事実として、原告 B が規制緩和を求めていることに関 する論評である。	さまざまな健康不安 を、サプリメントで 払拭しようとする消 費者に注意を促し、 また、消費者心理に 巧みにつけいりサプ リメントの販売を伸 ばそうとする業者の セールス戦略を批判 したもので、消費者 の健康という公益事 項に関する公益目的 からの論評である。	(真実性・真実相当性) ③と同じ	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ・①、③に記載した前提事実については、①、③と同じ。 ・サプリメント業界において規制緩和を求める動向が存在する事実につ いては不知。 ・薬事法違反まがいの広告・宣伝が行われ、無用又は安全性の点検不十分 なサプリメントが販売されているとの事実については、真実性も真実相 当性も認められない。

				して、現状でも薬事法違反まがいの広告・宣伝が行われ、無用な、あるいは安全性の点検不十分なサプリメントが販売されているにもかかわらず、規制緩和によりさらに無用な、あるいは安全性の点検不十分なサプリメントが流通することになるおそれがあるとの批判を述べた論評の一部である。			(前提事実と論評との間の論理的関連性) 「原告らが広告で消費者を躍らせ、無用な、あるいは安全性の点検不十分なサプリメントを買わせて儲けたいと考えている」との論評と上記前提事実との間には論理的関連性がない。
⑦	薄汚い政治家が、スポンサーから金をもらってその見返りに、スポンサーの儲けの舞台を整える。それが規制緩和の正体ではないか。「抵抗勢力」を排して、財界と政治家が、旦那と幫間の二人三脚で持ちつ持たれつの醜い連携。	「原告 B が、規制緩和により儲けるために、政治家である D 議員に 8 億円を交付し、D 議員は、原告 B が儲けられるように規制緩和を行い、両方で官僚である抵抗勢力を排除して、互いに利益を得ている」という事実	①前半と同じ	③、⑤、⑥と同じ 論評の前提となる事実⑥と同じ。	①前半、⑥と同じ。	(真実性・真実相当性) ①前半と同じ	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ⑥と同じ (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「原告 B が規制緩和による自分の金儲けのために D 議員に 8 億円を貸し付けた」という論評と上記前提事実との間に論理的関連性が認められない。
⑧	もの足りないのは、巨額の金を融通することで、C 党を除く操っていたスポンサーに対する批判の言が見られないこと。政治を金で至めてはならない。金をもつ者がその金の力で政治を自らの利益をはかるように誘導することを許してはならない。I の B は、その許すべからざることをやったのだ。化粧品やサプリメントを販売してもっと儲けるためには、厚生行政や消費者保護の規制が邪魔だ。小売業者を保護する規制も邪魔だ。労働者をもっと安価に使えるように、労働行政の規制もなくしたい。その本音を、「官僚と闘う」「官僚機構の打破」にカムフラージュして、C 党に託したのだ。自らの私欲のために金で政治を買おうとした主犯が B。その使い走りをした意地汚い政治家が D。D だけを批判するのは、この事件の本質を見ないものではないか。	「原告 B が、化粧品やサプリメントを販売して、もっと儲けるために、厚生行政や消費者保護の規制、小売業者を保護する規制、労働者をもっと安価に使えるように労働行政の規制がそれぞれ邪魔であり、なくしたいので、『官僚と闘う』をカムフラージュとして、D 議員に 8 億円を貸し付けた」という事実	①前半と同じ	③、⑤、⑥と同じ 論評の前提となる事実⑥と同じ。	①前半、⑥と同じ。	(真実性・真実相当性) ①前半と同じ (論評としての域の逸脱の有無) ①前半と同じ	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ①前半と同じ。 ただし、この時点で、原告 B は、平成 26 年 4 月 10 日号の週刊新潮(同月 3 日発売)において、「一部のテレビのコメンテーターが言うように、お金と引き換えに、自分の会社に有利な質問や政策を求めたことなど一度もありません。もしそのような後ろ暗いことがあれば、私は手記という形で世に明らかにしたでしようか。」と述べ、本件貸付に際し、規制緩和等を求めていないことを表明している。 (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「C 党を操っていた」、「金をもつ者がその金の力で政治を自らの利益をはかるよう誘導することを許してはならない」、「厚生行政や消費者保護の規制…小売業者を保護する規制…労働者をもっと安価に使えるように、労働行政の規制もなくしたい」、「その本音をカムフラージュした」などの論評と上記前提事実の間には、論理的関連性がない。 (論評としての域の逸脱の有無) 「自らの私欲のために金で政治を買おうとした主犯が B。その使い走り

							をした意地汚い政治家が D」などと不必要に人を罵倒する表現方法が用いられており、論評の域を逸脱している。
⑪⑫⑬⑭⑮	⑪いけません 口封じ目的の濫訴 ⑫政治的・経済的な強者の立場にある者が、自己に対する批判の言論や行動を嫌悪して、言論の口封じや萎縮の効果を狙っての不当な提訴をいう。自分に対する批判に腹を立て、二度とこのような言論を許さないと、高額な損害賠償請求訴訟を提起するのが代表的なかたち。まさしく、本件がそのような訴訟である。 ⑬ I 側には、この批判が耳に痛かったようだ。この批判の言論を封じようとして高額損害賠償請求訴訟を提起した。 ⑭原告側の狙いが、批判の言論封殺にあることは目に見えている。	「本訴提起の目的が、被告の言論の口封じのためである」という事実	原告らが口封じという不当な目的で訴訟提起したのではないかととの悪印象を与えるから。特に被告は法律の専門家である弁護士であるから、一般読者に与える悪印象は甚大である。	事実摘示による名誉毀損であることを争う。 ①、③に記載した前提事実に加え、原告 B が D 議員に合計 8 億円を交付したことが本件手記によって初めて公表されたものである事実、原告らが本件訴訟を提起した事実、本件訴訟の内容、その後になされた請求額の追加的変更等の事実、原告らが本件訴訟と同種の訴訟を同時期に提起している事実を前提事実として、本件訴訟が原告らに対する批判的言論を封殺するために提起されたスラップ訴訟に当たるという被告の見解を示した論評の一部である。	経済的強者が、裁判手続を利用して市民の公共的言論を封殺することの問題を論じたもので、言論の自由という公共的テーマを、公益目的から述べたものである。	(真実性・真実相当性) 論評の前提としている事実は、原告 B が週刊誌に告白した事実や社会的に周知されている事実、原告らが本件訴訟と同種の訴訟を同時期に提起したという事実であり、真実性がある。	(公共性) 争わない。 (公益目的) 何の根拠もなく、人を馬鹿にするような表現方法を用いて、正当な権利行使をしている原告らを誹謗中傷するものであり、加えて、訴外で原告会社について「元祖ブラック企業!」と記載したチラシを配布していることなどに鑑みれば、公益目的など到底認められない。 (前提事実についての真実性・真実相当性) ①、③に記載した前提事実については①、③と同じ。 (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「本件訴訟が被告の口封じ目的の濫訴である」との論評と上記前提事実との間に論理的関連性は認められない。 特に本件各記述は違法であり、請求金額も通常の名誉毀損訴訟に比して、特段高額というわけでもない。
⑬⑭	⑬その代表者 B が、C 党代表の D に 8 億円の金銭(裏金)を渡していたことが明るみに出て、話題となった。 ⑭はじめ 3 億、2 度目は 5 億円だった。これは「表のカネ」ではない。政治資金でありながら、届出のないことにおいて「裏金」なのだ。	「原告 B が、D 議員に 8 億円の裏金を渡していた」という事実	①前半と同じ	事実摘示による名誉毀損であることを争う。 ①前半と同じ前提事実に基づき、原告 B が D 議員に交付した 8 億円が裏金に当たるとの被告の見解を示した論評である。 なお、裏金との表現は、本件手記の表題部分においても用いられている。	①前半と同じ	(真実性・真実相当性) ①前半と同じ	(公共性) ①前半と同じ (公益目的) ①前半と同じ (前提事実についての真実性・真実相当性) ①前半と同じ (前提事実と論評との間の論理的関連性) 「原告 B の貸し付けた 8 億円が裏金である」との論評と上記前提事実との間に論理的関連性は認められない。

(別紙1) については記載を省略